

特定非営利活動法人みどりの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みどりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本県熊本市東区湖東1丁目12番26号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員一人ひとりが、地球市民として愛を分かちあい、多くの人々とのふれあいを大切に、不特定多数の人に対してボランティア精神に基づき「心豊かな青少年の育成」「国際交流の推進」「子育て支援」に関する事業を行うことにより、教育の充実と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①子育て支援事業
 - ②野外体験学習・環境教育事業
 - ③教育相談事業
 - ④国際交流の推進及び海外援助に関する事業
 - ⑤高齢者、障害者及び地域住民との交流事業
 - ⑥ボランティア養成事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員（この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体）
- (2) 賛助会員（この法人の事業を賛助する個人及び団体）

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(搬出金品の不返還)

第12条 既に納められた入会金、会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長又はその他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 3 日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区別)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区別)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の補正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 社員総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 社員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府
NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施工する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 森 敏子

副理事長 田中 好人
三浦 清子

理事 森川 茂 鴻池 弘幸
梅田 幸子 由井 照二

監事 浅井 宗治
阿部 昭博

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2001年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	2,000円	賛助会員	1,000円
(2) 年会費	正会員	2,000円	賛助会員	1,000円

定款変更申請について

特定非営利活動促進法の改正により、定款の変更が必要であったが、変更を行っていなかったため、以下の通り、定款に定める規定を変更する。

1 変更の内容

特定非営利活動促進法の改正により既存の定款を新定款へ変更

新	旧
第4条 この法人は、 <u>その</u> 目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。	第4条 この法人は、 <u>前条</u> の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
第5条 この法人は、 <u>その</u> 目的を達成するため、次の事業を行う。	第5条 この法人は、 <u>第3条</u> の目的を達成するため、次の事業を行う。
第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。	第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
<u>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u>	<u>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u>
<u>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u>	<u>3 . . .</u>
<u>4 . . .</u>	<u>4 . . .</u>
<u>5 (1) . . .</u>	<u>5 (1) . . .</u>
<u>(2) . . .</u>	<u>(2) . . .</u>
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は <u>所轄庁</u> に報告すること。	(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は <u>熊本県知事（以下「知事」という。）</u> に報告すること。
<u>(4) . . .</u>	<u>(4) . . .</u>
<u>(5) . . .</u>	<u>(5) . . .</u>
第16条 役員の任期は . . .	第16条 役員の任期は . . .
<u>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u>	<u>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</u>
<u>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</u>	<u>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u>
<u>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u>	

第18条 役員が・・・ (1) 職務の遂行に堪えない<u>状況にある</u>と認められるとき。 第23条 総会は・・・ (4) <u>事業計画及び活動</u>予算並びにその変更 (5) <u>事業報告及び活動決算</u> (8) 借入金（その事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。<u>第49条</u>において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 第24条 通常総会・・・ (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。 第28条 総会における・・・ <u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u> 第29条 各正会員・・・ 3 前項の規定により表決した正会員は、<u>第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。</u> 第30条 総会の議事・・・ <u>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u> (1) <u>総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u> (2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u> (3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u> (4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u> 第33条 理事会・・・ (3) 第15条第5項第5号の規定により、<u>監事から招集の請求があったとき</u>	第18条 役員が・・・ (1) <u>心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</u> 第23条 総会は・・・ (4) <u>事業計画及び収支</u>予算並びにその変更 (5) <u>事業報告及び収支決算</u> (8) 借入金（その事業年度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除く。<u>第50条</u>において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 第24条 通常総会・・・ (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。 第28条 総会における・・・ 3 (なし) 第29条 各正会員・・・ 3 前項の規定により表決した正会員は、<u>前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。</u> 第30条 総会の議事・・・ 3 (なし) 第33条 理事会・・・ (3) 第15条第4項第5号の規定により、<u>監事から招集の請求があったとき</u>
---	--

第39条 この法人の資産・・・ (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u> 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講じることができる。</u> 2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。 ※旧46条削除のため以下の条文1条繰り上げ 第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u> (1) 目的 (2) 名称 (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り） (5) 社員の資格の得喪に関する事項 (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く） (7) 会議に関する事項 (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り）	第39条 この法人の資産・・・ (4) 財産から生じる<u>収入</u> (5) 事業に伴う<u>収入</u> (6) その他の<u>収入</u> 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入及び支出をすることができる。</u> 2 前項の<u>収入及び支出</u>は、新たに成立した予算に基づく<u>収入及び支出</u>とみなす。 (予備費の設定及び使用) 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。<u>(本条削除)</u> 第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて知事の認証を得なければならない。</u> (1)～(10) なし
---	--

(10) 定款の変更に関する事項	
<u>第51条</u> この法人は、次に掲げる事由によって解散する。 (1) <u>社員総会の決議</u> (3) <u>社員の欠亡</u> (5) <u>破産手続開始の決定</u> (6) <u>所轄庁</u>による設立の認証の取り消し 2 . . . 3 第1項第2号の事由により解散するときは、<u>所轄庁</u>の認証を得なければならない。 <u>第52条</u> この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、<u>解散総会において議決された者に譲渡するものとする。</u> <u>第53条</u> この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、<u>所轄庁</u>の認証を得なければならない。	<u>第52条</u> この法人は、次に掲げる事由によって解散する。 (1) <u>総会の決議</u> (3) <u>正会員の欠亡</u> (5) <u>破産</u> (6) <u>知事</u>による設立の認証の取り消し 2 . . . 3 第1項第2号の事由により解散するときは、<u>知事</u>の認証を得なければならない。 <u>第53条</u> この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、<u>熊本県に譲渡するものとする。</u> <u>第54条</u> この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、<u>知事</u>の認証を得なければならない。

2 変更の理由

特定非営利活動促進法の改正に伴う定款変更のため